

(現行) 単年度案件

契約区分				支払条件基準					
種類	細分類	契約者	対象代金						
施設 建設	建築物又は 構築物等	業者	契約代金	-	①業者契約認証時 40%	②50%以上の出来高 完了時(*2) 30%	③85%以上の出来高 完了時(*2) 20%	-	④全工事完了時 10%(*3)
		コンサル タント	契約代金(瑕 疵検査を除 く)	①コンサル タント契約 認証時 40%	②業者契約 認証時 30%	-	③85%以上の出来高 完了時(*2) 20%	-	④全工事完了時 10%
	(前年度に詳細設計を 実施した場合)	コンサル タント	契約代金(瑕 疵検査を除 く)	-	①業者契約 認証時 40%	②50%以上の出来高 完了時(*2) 30%	③85%以上の出来高 完了時(*2) 20%	-	④全工事完了時 10%

* 2: 出来高見合い(マイルストーン)の支払い(中間払い)を行う場合、当該出来高に達した際に完了する具体的な工事名(例えば、基礎工事の完了、屋根工事の完了、全50Kmの内30Kmの舗装完了の完成等)を契約書の支払条件に明記する。

* 3: 予備的経費適用案件については、特定資材に係る価格調整を行う。価格調背による契約金額の変更が必要な場合は、発注者はJICAに対して申請を行い、同意を得なければならない。契約金額の増額の場合は、契約変更を行い、減額の場合は契約変更を実施せず、最終支払時に精算を行う。

(現行) 国債案件

契約区分					支払条件基準						
種類	細分類	契約者	対象代金	年度							
施設 建設	建築物 又は 構築物等	業者	支払限度額 (工事代金)	初年度	-	-	①業者契約 認証時 第2年度末の出来高 予定額の40%(*1)	-	-	②初年度分の 工事完了時 初年度分の出来高 予定額と業者契約 認証時の支払 予定額との差額 (*1)	
				第2年度 以降	①工事着 工時 40%	-	-	②当年度分 50%以上の 出来高完了 時(*2) 30%	③当年度分 85%以上の 出来高完了 時(*2) 20%	④当年度分 の工事 完了時 10%	
				最終年度	①工事着 工時 40%	-	-	②当年度分 50%以上の 出来高完了 時(*2) 30%	③当年度分 85%以上の 出来高完了 時(*2) 20%	④当年度分 の工事 完了時 10%(*3)	
			コンサル タント	支払限度額 (契約代金)	初年度	-	①コンサル タント 契約認証時 40%	②業者契約 認証時 30%	-	③当年度分 85%以上の 出来高完了 時(*2) 20%	④当年度分 の工事 完了時 10%
					第2年度 以降(瑕疵 検査を除 く)	-	-	-	①当年度分 50%以上の 出来高完了 時(*2) 50%	②当年度分 85%以上の 出来高完了 時(*2) 30%	③当年度分 の工事 完了時 20%
		(A国債(前年度に 詳細設計を 実施)の場合)	コンサル タント	支払限度額 (契約代金)	初年度	-	-	①業者契約 認証時 40%	②当年度分 50%以上の 出来高完了 時(*2) 30%	③当年度分 85%以上の 出来高完了 時(*2) 20%	④当年度分 の工事 完了時 10%
					第2年度 以降(瑕疵 検査を除 く)	-	-	-	①当年度分 50%以上の 出来高完了 時(*2) 50%	②当年度分 85%以上の 出来高完了 時(*2) 30%	③当年度分 の工事 完了時 20%

* 1: 初年度末の出来高予定額が第2年度末の出来高予定額の40%よりも小さい場合は、初年度末の出来高予定額分を支払う。初年度末の出来高予定額が第2年度末の出来高予定額の40%より大きい場合は、初年度の工事完了時に差額分を支払う。

* 2: 出来高見合い(マイルストーン)の支払い(中間払い)を行う場合、当該出来高に達した際に完了する具体的な工事名(例えば、基礎工事の完了、屋根工事の完了全50Kmの内30Kmの舗装完了等)を契約書の支払条件に明記する。

* 3: 予備的経費適用案件については、特定資材に係る価格調整を行う。価格調背による契約金額の変更が必要な場合は、発注者はJICAに対して申請を行い、同意を得なければならない。契約金額の増額の場合は、契約変更を行い、減額の場合は契約変更を実施せず、最終支払時に精算を行う。

(参考資料6)

(改定版：2022年12月以降に協力準備調査の実施が決定された案件 (* 8)) 単年度案件及び国債案件

契約区分				支払条件基準				
種類	細分類	契約者	対象代金					
施設 建設	建築物又は構築物等	業者	契約代金	-	①業者契約認証時 50%	②50%以上の出来高完了時(*2) 30%	③85%以上の出来高完了時(*2) 10%	④全工事完了時 10%(*3)
		コンサルタント	契約代金(瑕疵検査を除く)	①コンサルタント契約認証時 50%	②業者契約認証時 30%	-	③85%以上の出来高完了時(*2) 10%	④全工事完了時 10%
	(前年度に詳細設計を実施した場合)	コンサルタント	契約代金(瑕疵検査を除く)	-	①業者契約認証時 50%	②50%以上の出来高完了時(*2) 30%	③85%以上の出来高完了時(*2) 10%	④全工事完了時 10%

* 2: 出来高見合い(マイルストーン)の支払い(中間払い)を行う場合、当該出来高に達した際に完了する具体的な工事名(例えば、基礎工事の完了、屋根工事の完了、全50kmの内30kmの舗装完了の完成等)、若しくは出来高%を契約書の支払条件に明記する。

* 3: 予備的経費適用案件については、特定資材に係る価格調整を行う。価格調整による契約金額の変更が必要な場合は、発注者はJICAに対して申請を行い、同意を得なければならない。契約金額の増額の場合は、契約変更を行い、減額の場合は契約変更を実施せず、最終支払時に精算を行う。

* 8: 2022年12月以降に協力準備調査の実施が決定された案件以外の案件への適用については、実施段階において実施監理課に確認のこと